横浜市行政不服審查会 第2回会議次第

平成28年5月25日(水)午後4時横浜市庁舎3階A会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 答申書の記載事項等について
 - (2) 審理員の審理手続の適正性の確認について
 - (3) その他
- 3 閉 会

答申書記載事項のイメージ(案)

審理員(弁護士)	市長(審査庁)	横浜市行政不服審査会
<審理員意見書>	<諮問書>	< 答申書 >
1 審査請求に対する結論(主文) 2 事案の概要 (3 争点) 4 審査請求人の主張の要旨 5 処分庁の主張の要旨 6 判断理由 7 審理手続の経過	1 審査庁の裁決についての 考え方 原処分維持が適当と考える。 2 理由 審理員意見書の6「判断理 由のとおり」 3 添付書類 (1) 審理員意見書(写) (2) 事件記録(写) 「報記(で報)をいるよいにいる。 「報告の記されている。」 「報告の記されている。」 「報告の記されている。」 「報告の記されている。」 「報告の記されている。」 「報告の記されている。」 「報告の記されている。」 「報告の記されている。」 「記述されている。 「記述さ 「記述さ 「記述さ 「記述さ 「記述さ 「記述さ 「記述さ 「 「記述さ 「 に 「 に 「 に に に に に に に に に に に に に に	
※審査請求人には、記	・2理由は引用とする。上公表問をした旨の通知を行うと 記書(写)を送付する。	 ・ 答申書では、審査会としての判断のほか、事案概要、審理関係人等の主張の要旨等、全てわかるようにする。 ・ 記載事項は法定→全て答申書で記載されている。 ・ 答申尊重義務